兵庫地方最低賃金審議会

第１回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月 25 日（火） 13 時 30 分～16 時 12 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	高階委員、三上委員
労働者委員	圓行委員、藤田委員、村上委員
使用者委員	井上委員、篠田委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）部会長・部会長代理の選出について （２）兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （３）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第１回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、坂本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申し出はありませんでしたので御報告いたします。

では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。

審議に入ります前に、労働基準部長より、挨拶を申し上げます。

○丸山労働基準部長

皆様、本日は御多忙の中、兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から労使双方それぞれのお立場において、地域産業の発展と雇用の安定、そして働く方々の処遇向上に御尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。

特定最低賃金は、関係する産業における労働条件の改善や人材確保、さらには産業

の健全な発展を支える重要な役割を担っています。近年、我が国では人手不足が多くの産業で深刻化しており、物価上昇や労働市場の変化など、労使を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中で、特定最低賃金は、単に賃金の最低額を定める制度にとどまらず、特定最低賃金は、現場を最もよく知る労使双方が主体となり、産業の実情や課題を踏まえながら、より良い労働条件の実現と産業競争力の維持・向上を目指して築き上げる制度であり、労使のイニシアティブが何よりも重要となります。

委員の皆様には、専門的な知見と豊富な経験を生かしながら、実りある議論を進めていただきますようお願い申し上げます。

○下風賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料１ページに添付してある委員名簿にて各自御確認をいただくことで替えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、公益代表委員の中から選挙で選出することとなっておりますが、慣行によりまして公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○下風賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○高階委員

公益側委員において事前に打合せしております。部会長に三上委員を、部会長代理に坂本委員を推薦することで調整を終えていますので、この２名の方を推薦いたします。

○下風賃金指導官

ただ今、部会長に三上委員、部会長代理に坂本委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○各委員
　異議なし。

○下風賃金指導官
　異議なしとの声がありましたので、部会長に三上委員、部会長代理に坂本委員が選出されたものと確認いたします。
　それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○三上部会長
　部会長に選出されました三上です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。
　はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。
　労働者側の委員は、どなたにされますか。

○圓行委員
　圓行でお願いします。

○三上部会長
　使用者側委員は、どなたにされますか。

○吉川委員
　吉川でお願いします。

○三上部会長
　それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私と圓行委員、吉川委員とすることとします。
　また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員
　異議なし。

○三上部会長
　それでは、次の議題（2）「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。
　今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無について、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味を含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

〇安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県の最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金がございます。

お手元に１枚ものでお配りしていますＡ３版の「兵庫県の最低賃金」のカラー刷りリーフレットを御覧ください。

これは、現在の兵庫県の地域別最賃とともにその下の四角枠に現在設定されている特定最低賃金を一覧にしたものです。

この特定最賃につきましては、真ん中の表に地域別最賃である兵庫県最賃 1,116 円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載し、その四角枠の下に、太字で書いていますとおり、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」の３業種は兵庫県最賃の適用となっていることを御確認いただけると思います。

また、その特定最賃につきましては、表の右端の枠に「適用除外する労働者」の欄にありますとおり、各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっていることと、その表の下に（注３）（注４）に記載しているとおり、「18 歳未満又は 65 歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」及び「雇入れ後６か月未満の者であって技能習得中のもの」が適用除外となっていることに御留意ください。

そのうち、今年は６月 29 日から７月３日までの間に７件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。専門部会資料の８ページ目を御覧ください。ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。また、９ページ目にこの業種にかかる申出書の写しを添付しております。

今回、改正の申出をいただきました７件の特定最低賃金につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しましたので、７月 13 日の本審におきまして、それらの申出について確認を行っていただきました。そのうえで、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただいております。

資料の 10 ページ目にその諮問文の写しを付けております。

兵庫県では、令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行っておりましたが、令和２年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も７月の本審において確認されましたように、昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ二つ

の段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて御説明させていただきます。

専門部会資料の２ページ目以降を御覧いただきたいと思います。これが特定最低賃金にかかる審議の流れ等を分かり易く示した説明資料になります。

まず、その資料の３ページ目を御覧ください。特定最低賃金についての説明となります。この特定最低賃金については、最低賃金法第 15 条から第 19 条において規定されているもので、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では 223 件設定されている状況となっています。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、９件設定されている状況ではありますが、そのうち７件の改正申出があった状況となっています。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との違いについて、その３ページ目の下半分の表でまとめています。右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ時間額 1,116 円で、今後は 1,172 円に改定されるという答申がされていますが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の赤く囲った特定最低賃金につきましては、労使の取組を補完するものとしての役割設定されているところが大きく異なるところでございます。

続きまして、この特定最低賃金の決定、改正までの流れについて 御説明いたします。

資料の５ページ目を御覧ください。関係労使からの申出がありましたら、労働局長からの諮問を受けて、審議会又はその専門部会において金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになります。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。ここで、このフロー図の右上の「〔必要性〕答申※１」とあり、※１として、下に説明書きがあるので御覧ください。

ここで※１として「特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている」とされています。

なお、資料には付けていないのですが、もう少し補足させていただきますと、昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

しかし、一方、平成 14 年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決

定することもあり得ることを含んで報告されています。
以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必須であり、その金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。
また、改正の必要性がありとなった場合には、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低 1 円以上の引き上げを行うことが求められてきます。
つまり、今年の場合は、すでに兵庫県最低賃金を 1,172 円に引き上げる答申をいただいており、8 月 21 日の異議審を終えて 9 月 1 日に公示されるという予定で手続きされることが想定されますので、その決定された兵庫県最低賃金 1,172 円を超えない改正は行えません。
また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正は出来ませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、8 ページの一覧表の鉄鋼業での申出の一番低い金額 1,359 円を超えることは出来ないということでございます。
事務局からの説明としましては以上でございます。

○三上部会長
ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

○各委員
（なし）

○三上部会長
それでは、兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長
はい。では私から、配布させていただいております経済概況や雇用状況等の資料について説明させていただき、その後、兵庫労働局において実施した基礎調査の結果について、事務局の神藤からその概要を説明させていただきます。

（以下資料 37 ページから 131 ページまで説明）

○神藤労働基準監督官
賃金室の神藤です。
私から、調査結果関係資料について説明させていただきます。
（以下資料 14 ページから 36 ページまで説明）

○三上部会長
ただ今の説明について、何か御意見、御質問はありますか。

○各委員
（なし）

○三上部会長
事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性は「なし」ということになります。
また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。
各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛けいたしますが、よろしくお願いします。
それでは、まず労使それぞれから、兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。
その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。
では、最初に労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○各委員
お願いします。

○三上部会長
分かりました。10 分程度でお願いします。
では、事務局で案内をお願いします。

（労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ別室での協議）

○三上部会長
それでは、審議を再開します。
労使の御意見を聞く前に、使用者側委員から先ほどの資料説明において事務局に対し質問等があるということですので、御発言をお願いします。

○篠田委員
先ほどの資料説明の際にお聞きすれば良かったのですが、使用者側からの賃上げの兵庫県の動向を取りまとめた資料は見当たらなかったのですが、ないのでしょうか。

○安積賃金室長
　事務局より御回答させていただきます。
　今回の資料で労働者側の連合からの資料は掲載させていただきましたが、当然、使用者側からの資料を事務局として探しておりましたが、ここで載せているのが商工会議所の資料のみとなっております。経営者協会や経営者団体からの公開されている資料がございましたら、今後取りまとめて作成していきたいと思います。今回はこれだけしかなかったということで、御了承いただきたいと思っております。

○篠田委員
　了解しました。
　あと一点ですが、今回説明された膨大な資料ですが、今日初めて見せられて直ぐ判断して意見を述べるには時間的余裕がなく、もし可能であれば事前に審議会の前にメール等のツールでお示しいただけたらと思います。

○安積賃金室長
　御趣旨は理解できますので、前向きに取り組みたいと思います。

○三上部会長
　可能であれば、資料が全専門部会委員に事前に行き渡れば申し分ないので、御検討よろしくお願いします。
　それでは、改正の必要性審議を続けます。
　改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。
　それではお願いします。

○圓行委員
　それでは労働者側、圓行より主張させていただきます。
　足もとを取り巻く環境は、中東情勢の影響もあって一部に弱めの動きもみられますが、緩やかに回復しています。先行きについては、原油価格上昇が景気の下押し要因として作用するものの、高水準の企業収益などが経済を下支えすると見込まれるほか、政府による各種施策や原材料の代替調達なども進んでいるところです。このため、日本経済は、伸び率を縮小しつつも、緩やかな成長を続けるとみており、兵庫県下においても概ね同様の景況感にあります。
　生活面では、消費者物価は、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）において、兵庫県では2024年平均で3.3%の上昇となり、2025年以降も同様の水準が続くなど、物価高騰が継続しています。2026年に入ってからも、上昇局面にありエネルギー価格や食料品価格は高止まりしており、生活は苦しい状況にあります。特に、生活必需品では、消費者物価指数以上に家計の負担感が強まっています。

こうした環境のもと、2026 年度の兵庫県地域別最低賃金は＋56 円の 1,172 円の引き上げ幅となりました。

一方、鉄鋼業においては、2025 年度の国内粗鋼生産量が前年度比で減少し、8,000 万トン台前半に留まるなど、３年連続の減産となっています。国内外で鋼材需要が弱含む中、鉄鋼各社の生産活動は引き続き停滞しており、2026 年においても国内需要・輸出需要ともに力強さを欠く厳しい見通しが示されていることは認識しております。

しかしながら、生産年齢人口の減少が進む中で、人材の確保・定着は、鉄鋼業の維持・発展に向けた最重要課題であります。鉄鋼業は高度な専門性が求められるうえ、過酷な環境での作業も多く、兵庫県の鉄鋼業における最低賃金については、こうした職務内容に見合う水準として、地域別最低賃金よりも一定の優位性を確保することが必要であると考えています。

また、2026 年の春闘においては、製造業全体の賃上げ率が５％台と引き続き高い水準となり、兵庫県内の鉄鋼関連企業が多く加盟する基幹労連においても、高水準の賃上げが実現している状況です。こうした労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを、鉄鋼業に従事する労働者にも確実に波及させることは、産業の魅力向上と人材確保につながるだけでなく、働く人々の生活の安定を支え、地域経済の好循環を生み出すものと考えています。

これらの状況等を勘案し、今年度の鉄鋼業の最低賃金改定についても、「必要性あり」と判断し、労働者側より金額改正申請を行った次第であります。

最後に、鉄鋼業特定最低賃金の改正にあたっては、鉄鋼業の魅力、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など、将来にわたる発展と成長を見据え、当該産業労使の真摯な議論により積み上げてきたものと認識しており、引き続きの特定最低賃金の改正を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○三上部会長

ありがとうございました。

それでは次に使用者側委員からお願いします。

○篠田委員

篠田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、使用者側より御説明させていただきます。

国内経済は緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇や人手不足が続き、企業の原材料、エネルギー、物流等のコスト負担は依然として重い状況であります。世界経済についても、中国の内需停滞、各国の通商措置、中東情勢等により、先行きの不透明感が続いていると認識しております。

鉄鋼需要を見ると、国内では建設、自動車、産業機械など主要需要分野の回復に力強さを欠き、鋼材在庫も高い水準と考えております。海外でも、世界の粗鋼生産が減少する一方、中国からの高水準な鋼材輸出が続き、国際市況と価格競争は厳しい状況

です。
兵庫県の鉄鋼業には、大手製鉄企業だけでなく、加工、整備、物流、外注作業などを担う多くの中小企業が関わっています。過去の専門部会でも、需要回復の遅れ、原材料・物流コストの上昇、価格転嫁の難しさが、特に裾野の中小企業に重く影響することを我々から指摘してきたところです。
また、兵庫県は東部だけでなく西部や日本海側まで対象地域が広く、地域によって事業環境、採用市場、取引条件に差があります。県内一律の最低賃金を大手企業や都市部の状況だけを基準に判断することは適切ではないと考えております。
さらに鉄鋼業では、24時間連続操業を支える設備の維持更新、安全・防災対策に加え、カーボンニュートラルに向けた多額の設備投資も必要であり、賃金の引上げは恒常的な固定費増となり、価格転嫁力の弱い中小企業ほど、収益、雇用及び事業継続への影響が大きいと考えております。
したがって、最低賃金の見直しについては、一部の景気指標や大手企業の賃金動向だけで判断せず、県内各地域の実情、国内外の鉄鋼需要、中小企業の支払能力、価格転嫁の状況、脱炭素投資等を総合的に確認し、事業継続と雇用維持を損なわないよう慎重に判断すべきというのが、今回我々が考えた次第です。
上記を総合的に勘案した結果、今回は金額改正の必要性はないのではという考えに至りました。
以上です。

○三上部会長
労使双方よりそれぞれの考え方をお聞きしました。
労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。
では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

（別室にて公使協議、その後公労協議、労使協議）

○三上部会長
審議を再開します。
公使、公労と個別にお話を聞かせていただきましたところ、地賃に対する優位性の確保や人材確保・定着の必要性と言った特定最賃の意義等について基本的には労使双方の認識に異なるところはないと公益は判断しまして、労使で話し合いをしていただきました。
労使協議の結果を教えてください。
使用者側からお願いできますか。

○篠田委員

労使それぞれの立場の認識を改めて考えました。中小企業の方々の事情や鉄鋼需要は今年は一層厳しいですが、鉄鋼業の優位性等を大事にしたいということで、金額改定につきましては、必要性ありと認識を改めさせていただきました。

ただ、改定する金額の水準につきましては各種データの数字など根拠に基づいた慎重な議論をさせていただきたいと思います。

以上です。

○三上部会長

ありがとうございます。

使用者側が示された金額の議論に関する進め方に関する考え方について、労働側に異論はございませんか。

○労働者側委員

ありません。

○三上部会長

労使の意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

７月 13 日の本審でも、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県鉄鋼業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、
「兵庫県鉄鋼業最低賃金については改正決定することを必要と認める」
との内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により「兵庫県鉄鋼業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った、ということを確認いたしました。

では事務局は、この最低賃金については改正決定することを必要と認める、との専門部会報告及び答申文についてそれぞれ（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、別室に移動し、報告書案・答申文案を作成）

○三上部会長
では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
案
令和８年８月 25 日
兵庫地方最低賃金審議会会長
山口隆英殿
兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県県鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長　三上喜美男
兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）
当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。
記
公益代表委員　坂本知可、高階利徳、三上喜美男
労働者代表委員　圓行弘幸、藤田修平、村上憲治
使用者代表委員　井上文男、篠田兼、吉川和宏

以上です。

○三上部会長
ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○三上部会長
それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。
続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。
それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官

案
令和８年８月 25 日
兵庫労働局長
金成真一殿
兵庫地方最低賃金審議会会長
山口隆英
兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○三上部会長
ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいですね。

○各委員
異議なし。

○三上部会長
それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。
本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長
はい、準備させていただきます。

（三上部会長から丸山労働基準部長に答申文を手交）

○丸山労働基準部長
ありがとうございます。

○三上部会長
続いて、議題（３）「その他」に移ります。事務局から、説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後 15 日間行うこととなります。

そのため、次回の審議日程ですが、９月 15 日（火曜日）午前９時 30 分からでお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

○三上部会長

では、次回は９月 15 日（火曜日）午前９時 30 分からの開催といたします。

次回は金額審議となりますが、昨年より、専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開したいと思います。

よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。

その他、何かございますか。

○各委員

（特になし）

○三上部会長

それでは、本日はこれで終わります。御苦労様でした。

○各委員

ありがとうございました。

三上　喜美男

圓行　弘幸

吉川　和宏